

令和4年度「那覇とまーる事業（宿泊限定）」利用要領
(利用者向け)

1. 事業概要

新型コロナウイルス感染拡大の影響による観光需要の低迷に伴い、本市の観光関連事業者は影響を大きく受けている。裾野の広い観光産業は地域経済を支える重要な産業であり、市内の宿泊施設の料金を割引することで誘客を図り、宿泊施設事業者を支援することで、地域経済の循環促進につなげることを目的とする。

2. 事業実施期間

(1) 宿泊料金割引適用期間

令和4年6月3日(金)から令和4年7月23日(土)のチェックイン分まで

※1 那覇市民優先予約受付期間

- ・令和4年6月1日(水)の午前9時よりID取得受付開始
- ・宿泊施設への電話予約は午後1時から

※2 利用制限：1人1回1泊のみ

※3 予約上限(約18,000泊分)に達し次第受付終了となりますが、6月6日(月)時点で上限に達しない場合は、沖縄県民へ対象者を拡大します。詳細は専用WEBサイトでお知らせいたしますのでご確認ください。

※4 令和3年度事業で配布した土産・アクティビティで使用できるクーポンは今回ありません。

(注) 新型コロナウイルス感染拡大状況によっては事業実施期間を変更する場合があります。

3. 利用条件

当事業において宿泊料金割引が適用されるのは、次の(1)～(4)に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 利用時において那覇市内に住所がある方。

※県民対象拡大をした場合は、沖縄県内に住所がある方。

(2) 複数人で同一部屋を利用する場合は同一住所の方(同居者)に限る。

(3) 宿泊施設利用にあたり、専用サイトへ利用者全員の必要事項を利用者自身で入力することができる方。対応が難しい場合は、別途那覇市観光ホテル旅館事業協同組合へお問い合わせください。

(4) チェックイン時、宿泊施設へ利用者全員分の身分証明書の写しを提出できる方。

※1 写しの持参がない場合、宿泊割引が適用されません。

※2 未成年者だけでの本事業の利用については、沖縄県青少年育成条例への抵触並びに飲酒等の不適切な利用の恐れがあるとホテル側で判断した際にはお断りする場合があります。

※3 宿泊施設ごとに受付人数の上限があります。受付上限に達した宿泊施設は、本事業で

の予約受付を停止とし、ご利用いただけなくなります。予めご了承ください。

4. 宿泊割引

(1) 概要 宿泊施設利用時に宿泊料金から割引くため、クーポン実券の発行はありません。

(2) 割引額 宿泊料金（税込）から90%（5,000円上限）を割引く。

【宿泊料金割引額参考例（単位：円）】

価格（税込）	割引額	利用者負担額
6,000	5,000	1,000
5,000	4,500	500
3,000	2,700	300

※対象施設については、那覇とまーる事業（宿泊限定）専用サイトをご確認ください。

5. 那覇とまーる事業（宿泊限定版）の利用方法

(1) 利用者自身で専用WEBサイトへ利用者全員分の必要事項を入力後、代表者へグループIDを通知します。グループIDの消滅についてはIDを取得してから“48時間”を予定しています。（Webサイトでお知らせ。）

※ホテルの宿泊予約をキャンセルした場合でも、有効期限内のIDは使用可能です。

(2) 利用希望の登録宿泊施設へ電話にて予約し、那覇とまーる事業の利用希望と、グループIDを伝え、予約してください。（予約後、利用予定者人数に増減が生じた場合には、必ず予約した宿泊施設に連絡し、変更手続きを行ってください。）

※キャンセル料金の発生については、各宿泊施設の規定に従ってください。

(3) 利用者全員分の身分証明書の写しを用意する。（住所が確認できる証明書等）

(4) チェックインの際、利用者全員分の身分証明書の写しを宿泊施設へ提出する。

※フロントにて利用者が事前に入力した情報と身分証の住所、生年月日等をチェックします。情報の不一致または身分確認ができない場合は、宿泊割引が適用されませんので、予めご了承ください。

(5) 宿泊料金より割引料金を差し引いて、お支払いください。

(6) 利用者の自己都合によりキャンセル料が発生する場合、キャンセル料は自己負担となり、支払いにあたり宿泊割引の適用とはなりません。

【参考】（別紙）住所確認に必要な書類に関するご案内

※本事業をご利用の際、住所確認が必要となります。住所記載がない保険証は身分証とはなりません。裏面に住所の記載がある保険証は、両面コピーを提出してください。

6. 不当利得の扱いについて

利用者がこの要領の規定に違反した場合や利用にあたり不適切な申請を行った場合は、市の負担額に相当する金額の返還を命じます。なお、不正が発覚した場合には詐欺罪等の刑事告発の対象となり得ます。

7. 個人情報の利用について

利用者においては下記のことを承知の上、当事業に参加しているものとします。

- (1) 宿泊施設へ提出された身分証明書の写しにおいては、当事業が終了後5年間、当該宿泊施設が保管するものとします。
- (2) 利用者の利用要件等について疑義が生じた場合、宿泊施設は市へ当該利用者の証明書の写しを提出するものとします。

【お問い合わせ】

(宿泊に関すること)

那覇市観光ホテル旅館事業協同組合

TEL : ①090-2227-4167

②090-2227-4168

③080-8504-5939

MAIL : nahatomaru_shukuhaku@yahoo.co.jp

問合せ時間 : 平日 9時～17時

【事業実施主体】(システム入力に関することなど)

那覇市経済観光部観光課

TEL : 098-862-3276

MAIL : naha_k_kan001@city.naha.lg.jp

問合せ時間 : 平日 9時～17時

(12時～13時の時間帯を除く)